

田村市小規模林地開発取扱要領

(趣旨)

**第 1 条** この要領は、森林を伐採した後の林地を森林以外の目的に利用する場合において、土砂の流出や災害の未然防止に配慮した適正な林地の利用に誘導するための必要な事項を定めるものとする。特に、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林届出書が未提出のまま行われる開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為）について、早期発見と適期指導により秩序ある森林利用の指導に努め、他の土地利用施策と連携して適正かつ合理的な土地利用の推進に資することを目的とする。

(指導対象とする開発行為)

**第 2 条** この要領に基づき指導対象とする開発行為は、法第 5 条に規定されている森林において行われる開発行為のうち、面積が 1 ヘクタール以下の規模のもの（以下「小規模林地開発」という。）とする。ただし、法第10条の 2 第 1 項各号に該当する行為で 1 ヘクタール以下の規模のものについては対象としない。

(計画書の提出及び指導)

**第 3 条** 市長は、前条に規定する小規模林地開発者を行う者（以下「小規模林地開発者」という。）に対して、小規模林地開発計画書（様式第 1 号）を提出させるものとする。

2 市長は、前項の小規模林地開発計画書の提出を受けたときは、必要に応じて現地調査を実施し、是正すべき状況を確認したときは、小規模林地開発者に対し必要な措置について指導するものとする。

3 市長は、前項で指導した事項に対して別紙（様式第 2 号）により通知するものとする。

(計画書の変更及び中止)

**第 4 条** 小規模林地開発者は、前条第 3 項に定める通知を受けた後において、計画を変更しようとするときは、速やかに小規模林地開発変更計画書（様式第 3 号）、計画を中止しようとするときは、小規模林地開発中止届出書（様式第 4 号）を提出するものとする。

2 小規模林地開発中止届出書を提出した場合は、速やかに原状回復に努めるものとする。

(関係機関との連携)

**第 5 条** 市長は、連続した行為により指導対象規模を超える開発となるおそれがある場合や開発目

的自体に許認可を必要とする場合、あるいは指導後計画内容を逸脱して違法状態にあることを発見した場合等は、速やかに現状を把握し、関係機関と連携して指導するものとする。

2 市長は、小規模林地開発行為により、地域住民の生活に対する苦情等があった場合、関係機関と連携して指導に当たるものとする。

3 採石法等により、指導を受けた小規模林地開発者は、当該内容を事前に申出をして、書面によって改善策を添付すること。

(完了報告及び確認)

**第6条** 市長は、指導対象である小規模林地開発者に対し、当該開発行為の完了後速やかに小規模林地開発完了届出書（様式第5号）を提出させるものとする。

2 市長は、法第10条の5第1項に規定する市森林整備計画の適正な執行に資するため、当該開発計画箇所を定期的に巡視する等により適正な森林利用の確保に努め、前項の小規模林地開発行為完了届出書の提出を受けたときは、必要に応じて現地状況を確認するものとする。

(管理及び指導記録の保管)

**第7条** 市長は、小規模林地開発に係る経過を明確にするため小規模林地開発整理簿（様式第6号）を整備し、小規模林地開発完了時及び法第5条第1項に規定する地域森林計画編成調査終了時まで管理するものとする。

2 市長は、管内図面に指導箇所及び必要に応じて指導内容を記入し、位置図（田村市森林計画図縮尺5,000分の1に整理番号、開発目的、面積を記載したもの）を作成し、伐採及び伐採後の造林届出書の写しとともに保管するものとする。

(指導及び立入調査)

**第8条** 市長は、指導内容について継続的な監視に努めるものとする。

2 隣接地に被害を与えた場合や計画区域外へ規模を拡大する等により開発面積が1ヘクタールを超えるおそれがある場合は、立入調査を行い、早期是正を指導するものとする。

(事務の行程)

**第9条** この要領に定める事務の行程は、別表によるものとする。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

#### 附 則（令和2年3月31日告示第61号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。